

公益社団法人日本アメリカンフットボール協会 寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本アメリカンフットボール協会（以下「この法人」という。）が寄附者から金銭又はその他の財産（以下「寄附金等」という。）の給付を受ける場合の取扱いについて定め、もって財産の適正な管理等に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において寄附金とは、寄附者がこの法人の行う公益目的事業等に要する経費に充てるため、反対給付を受けることなく給付する金銭をいう。

2 この規程においてその他の財産とは、寄附者がこの法人の行う公益目的事業等の実施に使用するため、反対給付を受けることなく給付する物品、固定資産等（以下「寄附物品等」という。）で金銭以外のものをいう。

(寄附の申入れがあった場合の取扱手続)

第3条 寄附者からこの法人に対し寄附の申入れがあったときは、寄附内容（寄附金又はその他の財産）を確認しなければならない。

2 前項の寄附の申入れを受ける場合には、会長又は理事会（重要な財産の場合）の承認を得なければならない。

3 寄附の申入れを受けることとなったときは、当該寄附者に連絡するとともに、書面により寄附の申入れを受けるものとする。

4 寄附金又は寄附物品等を受領したときは、寄附者に対し受領書を発行するとともに、この法人として適宜な方法により感謝の意思表示を行うものとする。

(寄附物品等の事務処理手続)

第4条 寄附物品については、この法人の会計規程に定める手続に従い処理するものとする。

2 寄附された固定資産については、その取得時における適正な評価額により固定資産に計上するとともに、財産管理台帳等に登載しなければならない。

3 固定資産で登記を要するものについては、寄附者の協力を得て必要な登記をしなければならない。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、寄附金等に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附 則（平成26年12月20日理事会決議）
この規程は、平成26年12月20日から施行する。

寄 附 書

平成〇年〇月〇日

公益社団法人日本アメリカンフットボール協会

会長 浅田 豊久 殿

住 所

氏 名 〇〇〇〇 ㊟

私は、下記のものを貴法人に寄附いたします。

記

1 現金（有価証券） 円

2 物品・固定資産

（量・種類等の内訳を記載）

3 上記の利用目的（次のいずれかを選んでください）

(1) 「法人会計」に計上し、貴法人の判断で事業費又は事業に必要な管理費に使用されたい。

(2) 貴法人の公益目的事業全般に使用されたい。

(3) 貴法人の〇〇事業に使用されたい。

(4) 特に使用目的については特定しません。

4 その他